



弁護士 [泉 篤志](#)
弁護士 [山田康平](#)
弁護士 [五井 恕](#)

第1 増加する株主提案

本年も株主総会シーズンが近づきつつあり、3月総会については間近に迫っています。

株主総会に関する近時のトレンドとしては、株主提案の増加が挙げられます。2025年版株主総会白書によれば、2024年7月から2025年6月までに開催された株主総会において、株主提案権が行使された会社の数及びその提案株主別の件数は、臨時株主総会におけるものも含め、のべ143社¹であり、前年の115社を28社上回るとともに、前年に続いて調査開始以来最多を更新したとのことです²。そこで、本稿では、公開会社が株主提案を受けた際に初期的に検討すべきポイントをご説明いたします。

第2 株主提案の要件

株主から株主提案を受けた場合、まずは当該株主提案が法令上の要件を充足しているかを確認する必要があります。具体的には、以下の各要件を充足しているか否かを確認することとなります。

1 形式的要件

¹ 招集通知発送後に全件撤回された3社を除きます。

² 商事法務研究会・全国株懇連合会編「2025年版株主総会白書一次期会社法改正を見据えて」商事2405号44頁（2025）

- ① 持株要件
総株主の議決権の100分の1(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の議決権又は300個(これを下回る数を定款で定めた場合にあっては、その個数)以上の議決権を保有する株主であること(会社法303条2項・305条1項)
- ② 継続保有期間要件
株主提案を行った株主が、当該権利の行使日から遡って満6か月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前の日から行使日までの間、その時々において、常に、前記保有議決権数の要件を満たしていること(会社法303条2項・305条1項)
- ③ 行使期限
株主総会の日から8週間前までに³権利行使されたこと(会社法303条2項・305条1項)
- ④ 権利行使方法
定款、株式取扱規程等において権利行使方法(書面、電磁的方法等)について規定している場合、当該制限を遵守していること
- ⑤ 代理人による代理行使
代理人による代理行使の場合、代理権があること
- ⑥ 個別株主通知
会社が個別株主通知を受領しており、個別株主通知がなされた後4週間以内に権利行使されたこと(振替法154条2項、振替法施行令40条)

2 実質的要件

- ① 議案の有無
議題のみならず、株主総会参考書類の記載事項である議案の内容が株主提案の内容に盛り込まれていること⁴(会社法施行規則73条1項1号)
- ② 株主総会決議事項
議題が、会社法及び定款に規定する株主総会の決議事項であること(会社法295条2項)
- ③ 提出議案数
提出議案数が10個以内であること(会社法305条4項)
- ④ 法令・定款違反の有無
議案が法令・定款に違反しないこと(会社法305条6項)
- ⑤ 同一議案の連続提案
実質的に同一の議案につき株主総会において総株主(当該議案について議決権を行使することができない株主を除く。)の議決権の10分の1(これを下回る割合を定款で定めた場合に

³ この「8週間前までに」とは、株主提案権の行使日と株主総会の日との間に「丸8週間」(中56日)を確保する必要があることを意味します。

⁴ 議題の性質上具体的な提案を必要としないもの(例:「取締役〇〇氏解任の件」)はこの限りではありません。

あつては、その割合)以上の賛成を得られなかった日から3年を経過していない場合に該当しないこと(会社法305条6項)

⑥ 権利濫用の有無

私怨を晴らし、あるいは特定の個人や会社を困惑させるなど、正当な株主提案権の行使とは認められないような目的に出たものである場合のように、株主提案権の行使が権利濫用にあたらぬこと(民法1条3項)

第3 株主提案があつた場合の処理

以下では、①株主提案権の行使期限に遅れた株主提案の取扱い、②株主提案が不適法であつた場合の処理についてご紹介するとともに、③適法な株主提案があつた場合の対応について、その概略をご説明いたします。

1 株主提案権の行使期限に遅れた株主提案の取扱い

株主提案権は株主総会の日から8週間前までに行使する必要があるところ(前記第2・1③)、当該期限に遅れて提案権が行使された場合、その提案は、当該株主総会の提案としては無効です。しかしながら、提案の趣旨・内容からして、次回の株主総会でも意味を持つものであれば、その提案は当然に失効するものではなく、次回の株主総会の提案としての効力を有する可能性があります。このように、行使期限に遅れた株主提案であっても、提案株主に対して、次回の株主総会に対する提案とする意思があるか否かを書面により確認すべき場合がありますので、注意が必要です⁵。

もっとも、例えば、株主が取締役選任議案について候補者を提案してきたが、既に今回の株主総会において定款で定める数の取締役が全員選任され、(改選期でない)翌年の株主総会において新たに取締役を選任する余地のない場合や、各事業年度の決算内容・資金需要に照らしてその都度判断されるべき剰余金の処分配当議案に係る提案であつた場合等には、次回の株主総会に対する提案と解する余地はありませんので、提案株主の意向確認は不要と考えられます。

2 株主提案が不適法であつた場合の処理

不適法な株主提案を不受理とするための手続は法定されておらず、取締役会等において、不受理とする決議を必ずしなければならないわけではありません。

他方、株主提案が不適法であることの判断は取締役会で行うべきであるとの見解⁶があるほか、(客観的には不適法な株主提案であつたとしても)不受理を理由に株主総会決議取消訴訟が提起

⁵ 大阪株式懇談会編『会社法 実務問答集Ⅲ』177-178頁[北村雅史](商事法務、2019)

⁶ 稲葉威雄ほか編著『〔新訂版〕実務相談株式会社法2』627頁[元木伸](商事法務研究会、1992)

される可能性も否定できませんので、実務上は慎重に判断されるべきものであるといえます。

したがって、株主提案の要件（前記第2）を充足しているか否かを確認した結果、不適法な株主提案と判断された場合であっても、当該議案を不採用とするか否か及びその理由については、取締役会において十分に審議した上で、取締役会議事録に審議の経過及び結果を記載しておくことが望ましいでしょう。

3 適法な株主提案があった場合の対応

株主提案の要件（前記第2）を充足しているか否かを確認した結果、適法な株主提案と判断された場合には、株主総会を招集する取締役会において、株主提案のあった議題を株主総会の目的事項（会社法298条1項2号）として決議するとともに、株主提案の議案についての株主総会参考書類の記載内容（会社法施行規則63条3号イ）等を検討し、決議する必要があります。

その上で、任意の適時開示の準備・検討、大株主・機関投資家への対応、議決権行使助言機関への対応、委任状勧誘の実施、株主総会の運営準備（議決権行使書面・委任状の集計や動議対応準備等）といった対応を進めることとなります⁷。

第4 おわりに

実際に株主提案がなされた場合、前記の初動対応に加え、短期間に膨大かつ複雑な対応が必要となるケースがあります。スムーズかつ適切な対応のためには、当初の段階から、部署横断的な社内チームを組成するほか、株主提案への対応に精通した弁護士や証券代行機関等の外部専門家の協力を得て、確実な判断を重ねていくことが肝要です。

⁷ 詳細は、伊藤広樹ほか「株主提案への実務対応」6頁以下（資料版商事法務No.480（2024年3月号））参照。

【執筆者】



[泉 篤志](#)（弁護士）

E-mail: aizumi@iwatagodo.com

東京大学法学部卒業、2005年弁護士登録。
2013年南カリフォルニア大学（LL.M.）修了。
主に企業買収・組織再編、合併会社等の設立・運営、会社法・金融商品取引法・取引所規制に関する助言、独占禁止法・公取委対応（企業結合対応を含む）、コーポレートガバナンス、株主総会、訴訟・紛争解決等を幅広く取り扱う



[山田 康平](#)（弁護士）

E-mail: kyamada@iwatagodo.com

東京大学法科大学院修了、2014年弁護士登録。
2022年コーネル・ロースクール（LL.M.）修了。
M&A取引、会社法・金融商品取引法を始めとするコーポレート分野に関するアドバイスを主に取り扱っているほか、クロスボーダーの企業取引、紛争処理（訴訟・仲裁・調停）を多く担当している。



[五井 恕](#)（弁護士）

E-mail: hiroshi.goi@iwatagodo.com

早稲田大学法科大学院修了、2022年弁護士登録。
M&A取引、会社法・金融商品取引法を始めとするコーポレート分野に関するアドバイス、株主総会対応を中心に、企業法務全般を取り扱う。

岩田合同法律事務所

1902年(明治35年)、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を開設したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。開設当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として多数の企業法務案件に関与しております。日本法弁護士約120名が東京・札幌の両オフィスに所属し、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国各州弁護士資格を有する多数の弁護士のほか、特別招聘顧問として元最高裁判所長官大谷直人氏、特別顧問として前公正取引委員会委員長古谷一之氏、前金融庁長官井藤英樹氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング 15階
岩田合同法律事務所 広報： newsmail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。
また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があります。また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。